覚書

　　　　　　 （以下「委託者」という。）と

AXIS 株式会社 （以下「受託者」という。）とは、

委託者及び受託者との間で締結したトータルコンサルティング業務委託契約基本契約（以下「原契約」という。）に関し、以下のとおり合意した。

第１条（報酬に関する読み替え）

１　原契約第４条第２項は、以下のとおり読み替えるものとする。

記

委託者は、受託者に対し、前項の金員を以下のとおり分割して支払う。ただし、振込手数料は、委託者の負担とする。

　　①　原契約締結後１週間以内　　　　金１万３２００円（税込）

　　②　毎月８日限り（ただし、８日が土日祝日の場合は、前営業日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金１万３２００円（税込）

２　原契約第４条３項は、以下のとおり読み替えるものとする。

記

　　委託者が、前項に規定する分割金の支払を１度でも怠ったときは、委託者は期限の利益を喪失し、第１項に規定する報酬金から既払金を控除した残額及びこれに対する年14.6％（年365日の日割計算）による遅延損害金を、受託者に直ちに支払う。ただし、振込手数料は、委託者の負担とする。

第２条（契約解除に伴う金員）

　受託者が原契約第１１条（契約解除）又は第１３条（反社会的勢力の排除）に基づいて原契約を解除したときは、委託者は、原契約第４条第１項に規定する報酬額から既払額を控除した残額及びこれに対する年14.6％（年365日の日割計算）による遅延損害金を、受託者に対し直ちに支払う。ただし、振込手数料は、委託者の負担とする。

本契約締結し成立した証として本書２通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその１通を保有する。

もしくは、本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

年 　月 　日

委託者

受託者

住所及び所在地 大阪府門真市沖町 17-22

氏名　　AXIS 株式会社 代表取締役 石田 敏彦

連絡先　070-4007-8394